

令和4年6月1日から制度が一部変更になります

児童手当

制度改正のお知らせ

～大切なお知らせです。必ずご確認ください～

主な変更点

- 1 **現況届**の提出が原則**不要**になります！
⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。 ⇒ (1) ^
- 2 特例給付の支給に係る**所得上限限度額**が設けられます！
⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。 ⇒ (2) ^

(1) 現況届の省略について

ア 河津町では、令和4年度から現況届の提出を原則「不要」とします。

※ただし、以下の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ①離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ②配偶者からの暴力等により、住民票登録が河津町以外の方
- ③河津町に戸籍や住民票がない児童（いわゆる無戸籍児童）を養育する方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、河津町から提出の案内があった方

イ 現況届の省略に伴い、以下に該当する場合は町に届け出てください。

- ①配偶者の住所が河津町以外の方で、配偶者の住所や婚姻関係に変更が生じた場合
- ②離婚協議中であり、同居している父母として認定されていた方で、その後離婚が成立した場合
- ③受給者の健康保険証の種類が変わった場合（受給者が公務員になったときを含む）

(2) 所得制限限度額・所得上限限度額について

- 令和4年10月支給分から、養育している方の所得が下表の②（所得上限限度額）以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。
- 児童手当・特例給付が支給されなくなった後に所得が②を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

- ▶ 所得が下表①未満 ⇒ 児童手当
- ▶ 所得が下表①以上②未満 ⇒ 特例給付（児童1人あたり月額一律5,000円）
- ▶ 所得が下表②以上 ⇒ 支給対象外

| 扶養親族等の数 (カッコ内は例) | ①所得制限限度額 | | ②所得上限限度額 | |
|--------------------------------|-------------|--------------------|-------------|--------------------|
| | 所得額 (万円) | 収入額の 目安 (万円) | 所得額 (万円) | 収入額の 目安 (万円) |
| 0人 (前年末に児童が生まれていない場合等) | 622 | 833.3 | 858 | 1071 |
| 1人 (児童1人の場合等) | 660 | 875.6 | 896 | 1124 |
| 2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等) | 698 | 917.8 | 934 | 1162 |
| 3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等) | 736 | 960 | 972 | 1200 |
| 4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等) | 774 | 1002 | 1010 | 1238 |
| 5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等) | 812 | 1040 | 1048 | 1276 |

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

(3) その他

- 以下の変更事項があった方は必ず届け出てください。

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者・配偶者・児童が他の市区町村や海外へ転出したとき
- ③ 結婚したとき、または離婚したとき
- ④ 健康保険証の種類が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑤ 離婚協議中の受給者が離婚したとき
- ⑥ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

お問い合わせ

河津町役場 福祉介護課 福祉介護係
電話番号：0558-36-3232